

大和証券総合取引約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第9章 振込先指定方式の利用</p> <p>117. 金銭の受渡精算方法の指示</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 利金等についてはあらかじめ振込みのご指示のある場合には上記(1)のご指示をいただかずに指定預貯金口座に振込みます。ただし、指定預貯金口座をお届けいただいた後に、利金等をそれと異なる預貯金口座に継続して振込むことを希望される場合には、その預貯金口座を当社所定の手続きによりお届けいただきます。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>附 則 この約款は、2022年9月1日より適用されます。</p>	<p>第9章 振込先指定方式の利用</p> <p>117. 金銭の受渡精算方法の指示</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>当社は、利金等についてはあらかじめ振込みのご指示のある場合には上記(1)のご指示をいただかずに指定預貯金口座に振込みます。ただし、指定預貯金口座をお届けいただいた後に、利金等をそれと異なる預貯金口座に継続して振込むことを希望される場合には、その預貯金口座を当社所定の手続きによりお届けいただきます。また、当社がお客様に対して源泉徴収、上記26.(2)の料金、有価証券等の買付代金等に係る請求権を有するときは、利金等を当該請求権に充当の上、その残額を指定預貯金口座に振込むことができます。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>附 則 この約款は、<u>2023年4月1日</u>より適用されます。</p>